

議案第 9 号

令和 7 年度

五所川原市工業用水道事業会計補正予算書

令和7年度五所川原市工業用水道事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 令和7年度五所川原市工業用水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第2条 令和7年度五所川原市工業用水道事業会計予算中第9条を第10条とし、第5条から第8条までを1条ずつ繰り下げ、第4条の次に次の1条を加える。

（債務負担行為）

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
契約開始期間を年度当初としなければ支障を来たす業務等	令和8年度から 令和8年度まで	令和8年度工業用水道事業会計当初予算に計上する当該業務に要する経費

令和8年1月19日提出

五所川原市長 佐々木 孝昌

補正予算に関する説明書

地方公営企業法第25条及び同法施行令第17条の
2の規定に基づく予算に関する説明書

1 債務負担にに関する調書

1 債務負担行為に関する調書

(単位：千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの支 払 義務発生(見込)額		当該年度以降の支 払義務発生予定額		左の財源内訳		
		期 間	金 額	期 間	金 額	給水収益	企業債	当年度損益 勘定留保資金
契約開始期間を年度当初とし なければ支障を来たす業務等	令和8年度工 業用水道事業 会計当初予算 に計上する当 該業務に要す る経費			令和8年度から 令和8年度まで				